

住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業 実施要綱

制 定：平成30年3月26日付けしま暮第563号

第1. 事業の趣旨

住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業(以下「生活サポート事業」という。)は、中山間地域において今後も安心して住み続けることができるよう、市町村が実施する住民主体の話し合いを元に策定された計画に基づいた地域運営(「生活機能」、「生活交通」、「地域産業」)の仕組みづくり(以下「小さな拠点づくり」という。)の拠点となる施設整備を支援する。

第2. 事業の内容等

1. 事業の内容

市町村と連携して、「小さな拠点づくり」に向けた取組の拠点となる施設の整備を支援する。

2. 支援対象者

島根県内の市町村

3. 支援対象事業

生活サポート事業の支援対象とする事業(以下「支援対象事業」という。)に係る対象経費等は、次の各号及び別表に定めるものとする。

- (1) 市町村が過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債(以下「過疎債」という。)を起債して行う事業であること。
- (2) 国、県又は他団体から補助金等の交付を受けない事業であること。
- (3) 支援対象事業に対する過疎債の起債額が20,000千円以上の事業であること。
- (4) 施設整備のみを目的とする事業でないこと。
- (5) 支援対象事業の終了後、拠点施設を活用して取り組む活動の仕組み、体制が構築されていること。
- (6) 原則として、地区計画に位置付けられている活動を行う拠点施設を整備する事業であること。

4. 支援の内容

支援対象事業に要する経費の一部を交付する。交付率、交付限度額、対象経費、留意事項は別表のとおりとする。

第3. 事業計画の提出

本要綱に基づく支援を希望する市町村は、別に定めるところにより、要望事業に係る事業計画書を県に提出するものとする。

第4. 支援対象事業の認定

県は、第3の規定により提出のあった事業計画書について、市町村と協議の上、認定し、その結果を市町村へ通知するものとする。

第5. 事業計画の変更等

1. 承認申請

第4の規定により認定を受けた市町村は、認定された事業(以下「認定事業」という。)について次のいずれかに該当する場合には、変更承認申請書(様式1号)を提出し、県の承認を受けるものとする。

- (1) 交付申請見込額に対する増額又は2割を超える減額
- (2) 認定事業の中止又は廃止

- (3) 前各号に掲げるもののほか、重要な変更
- 2. 変更承認の認定
第4の規定を準用する。

第6. 認定事業実施期間
1年以内とする。

第7. 実施状況報告
認定を受けた市町村は、知事が指示したときは、実施状況報告書（様式第2号）により、認定事業の実施状況を報告しなければならない。

第8. 実績報告等

- 1. 実績報告
認定を受けた市町村は、認定事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は認定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。
- 2. 活動報告
認定を受けた日の属する年度の翌年度から5カ年間、各年度の末日までに、認定事業によって整備された拠点施設を活用して実施した「小さな拠点づくり」に向けた取組を活動報告書(様式第4号)により、知事に報告しなければならない。

第9. 事業期間
平成32年3月31日までとする。

第10. その他
この要綱に定めるもののほか、住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2の3、4関係）

1 支援対象事業	2 交付率	3 交付限度額	4 対象経費	5 留意事項
<p>市町村が過疎債を起債して行う「小さな拠点づくり」に向けた拠点施設等整備に係る工事費等、各種サービス構築のための委託費、備品購入費等</p>	<p>過疎債起債額の10分の1.5</p>	<p>10,000千円</p>	<p>過疎債の起債対象経費とする。ただし、設計にかかる経費は除く。</p>	<p>複合的な課題の解決の検討・実施にあたっては、各種団体等で構成する委員会等を設置するなど、連携体制の構築を図ること。</p> <p>第4期島根県中山間地域活性化計画の期間中に、1市町村につき交付額累計10,000千円まで対象とする。ただし、先駆的な事業については、この限りでない。</p> <p>「小さな拠点づくり」の取組に必要な複合的機能(例：マーケット+交通結節点 等)を有した拠点を整備するものであること。</p>

様式第1号（第5関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で認定されたこの事業について、住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金実施要綱第5の規定に基づき、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されたく申請します。

記

1. 事業名
2. 変更の理由
3. 変更の内容
4. 経費の配分

(単位：円)

区分	事業費 (a)+(b)+(c)	交付対象経費 (a)+(b)	県交付金 (a)	市町村支出金				その他 支出金 (c)
				地方債	一般財源	その他	計(b)	
当初計画								
変更計画								

5. 収支予算

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
収 入			
	計		
支 出			
	計		

添付書類 予算（見込）書（関係箇所のみ）

様式第2号（第7関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で認定された事業について、住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金実施要綱第7の規定により、その実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業名

2. 事業の遂行状況

(年 月 日現在)

計 画	遂行状況	進捗率	完了予定 年月日	備 考
		%		

3. 経費（事業費）の執行状況

(年 月 日現在)

計 画 額	執行済額	出来高	今後執行予定額	備 考
円	円	%	円	

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で認定された事業について、下記のとおり事業を実施したので、住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金実施要綱第8の1の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 事業名

2. 事業内容及び事業の成果

3. 交付事業に要した経費の配分

(単位：円)

事業費 (a)+(b)+(c)	交付対象経費 (a)+(b)	県交付金 (a)	市町村支出金				その他 支出金 (c)
			地方債	一般財源	その他	計(b)	

4. 補助事業の完了期日 平成 年 月 日

5. 収支決算

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
収 入		
	計	
支 出		
	計	

添付書類

- (1) 事業成果報告書（別紙様式2）
- (2) 支出及び事業の完了を証する書類
契約書（写）、竣工検査調書（写）、出来高設計書、関係図面、竣工写真等
- (3) その他参考資料

様式第4号（第8関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

島根県知事 様

市 町 村 長 印

平成 年度分住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業活動報告書

平成 年 月 日付け 第 号で認定された事業において整備した施設において、下記のとおり活動を実施したので、住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金実施要綱第8の2の規定に基づき、報告します。

記

1. 報告必要期間

平成 年度 ～ 平成 年度（本報告 平成 年度分）

2. 活動内容及び成果

（活動主体、活動内容、活動の数値目標と実績、今後の活動方針等について具体的に記載すること。別紙可。）